

奈良市産業用地開発促進奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 市内における産業用地の開発を促進することにより、企業の集積及び雇用機会の増大を図り、もって市の産業の活性化に資するため、産業用地を整備し企業等を誘致する開発事業者に対し、予算の範囲内において、奈良市産業用地開発促進奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するものとし、その交付については、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 開発許可 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定による開発行為の許可をいう。

(2) 開発事業者 開発許可を受けて、市内において産業用地の整備を行う事業者をいう。

(3) 関連企業等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 開発事業者の親会社等（会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下「親会社等」という。）

イ 開発事業者又は親会社等の子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。）

ウ 開発事業者の関連会社（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第18号に規定する関連会社をいう。）

エ アからウまでに類するものと市長が認めるもの

(4) 産業用地 企業等（開発事業者及び関連企業等を除き、別表に掲げる事業を行う事業者をいう。以下同じ。）の立地（次のいずれかに該当するものをいう。以下同じ。）が即時に行うことができるまでに整備された市内の土地をいう。

ア 新設 市内に事業所（立地企業が直接その事業の用に供する施設をいう。以下同じ。）を有しない立地企業が市内に新たに事業所を設置することをいう。

イ 増設 市内に事業所を有する立地企業が当該事業所を拡張し、又は当該事業所の全部を廃止することなく、市内に新たに事業所を設置することをいう。

ウ 移転 市内に事業所を有する立地企業が、当該事業所の全部を廃止した上で市内に新たに事業所を設置することをいう。

(5) 立地企業 開発事業者が整備する産業用地に立地しようとし、又は立地した企業等をいう。

(6) 区画 開発事業者が整備する産業用地を立地企業に提供するために分割した区割（建築物の建築が可能な平地部分を指し、道路等共用部分を除く。）をいう。

(交付対象事業)

第3条 奨励金の交付対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

(1) 開発事業者が産業用地を整備すること。

(2) 第14条の規定による奨励金の交付の決定を受けた日から5年を経過する日までの間に、産業用地内の3,000平方メートル以上の区画2つ以上につき、立地企業と売買契約又は賃貸借契約を締結し、かつ、当該契約を締結した立地企業が操業を開始すること。

(交付対象者)

第4条 奨励金の交付を受けることができる者は、3,000平方メートル以上の区画を2つ以上有する産業用地を整備する開発事業者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象としないものとする。

- (1) 市税を滞納しているとき。
- (2) 奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団等であるとき、法人にあってはその役員若しくは事業所の代表者が暴力団等であるとき、又は暴力団等を支援する等暴力団等と不当な関わりを有するとき。
- (3) 国、県その他の地方公共団体又は産業支援機関の制度により、交付対象事業への補助金等の交付があったとき、又はその予定があるとき。

（奨励金の額）

第5条 奨励金の額は、1区画の面積3,000平方メートルにつき300万円とし、1区画の面積が3,000平方メートル以上である場合は、3,000平方メートルを超える面積1,000平方メートルごとに100万円を加算した額とする。ただし、奨励金の交付は1区画当たり1回限り、かつ、1,000万円を上限とする。

2 前項の奨励金の額の算定は、立地企業との売買契約又は賃貸借契約締結時の区画面積を基準に行うものとする。ただし、立地企業の操業開始時点において当初の売買契約又は賃貸借契約の内容に変更がある場合は、変更後の立地企業の操業開始時点で有効な契約の区画面積を基準に行うものとする。

（事業計画認定の申請）

第6条 開発事業者は、交付対象事業に係る事業計画（以下「事業計画」という。）の認定を受けようとするときは、産業用地に係る開発許可を受けた日から起算して1箇月を経過する日までに、事業計画認定申請書（別記第1号様式）及び事業計画書（別記第2号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 開発行為許可通知書の写し（開発許可に条件が付されている場合は、その写しを含む。）
- (2) 資金計画書
- (3) 位置図
- (4) 現況図面
- (5) 土地利用計画図
- (6) 面積求積図
- (7) 現況写真
- (8) 法人登記履歴事項全部証明書
- (9) 最新の決算書の写し
- (10) 役員等名簿（別記第3号様式）
- (11) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により添えなければならない書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の全部又は一部を省略させることができる。

（事業計画の認定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは、事業計画の認定を行うものとする。この場合において、市長は当該認定について必要な条件を付することができる。

（認定の通知）

第8条 市長は、前条の規定による事業計画の認定を行ったときは、その認定の内容（認定に条件を付したときは、その認定の内容及び条件）を事業計画認定書（別記第4号様式）により、事業計画認定の申請を行った開発事業者に通知するものとする。

2 市長は、事業計画の認定を行うことが不相当と認めるときは、速やかにその旨を事業計画認定の申請を行った開発事業者に通知するものとする。

（企業誘致に係る協力）

第9条 前条第1項の規定による認定の通知を受けた者（以下「認定事業者」という。）及び市長は、企業等の誘致において協力するものとする。

（認定事業の変更等の届出）

第10条 認定事業者は、次の各号に掲げる事由が生じた場合は、遅滞なくその旨を当該各号に定める書類により市長に届け出なければならない。

(1) 第7条の規定による認定を受けた交付対象事業（以下「認定事業」という。）の内容を変更したとき（軽微な変更の場合を除く。） 認定事業変更届（別記第5号様式）

(2) 認定事業を休止又は廃止したとき 認定事業休止・廃止届（別記第6号様式）

2 前項各号の届出については、当該事由を確認できる書類を添えなければならない。

（事業計画の認定の取消し）

第11条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定事業者に係る事業計画の認定を取り消すことができる。

(1) 正当な理由なく認定事業の施行を著しく遅延させたとき。

(2) 認定事業を休止又は廃止したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により事業計画の認定を受けたとき。

(4) 事業計画の認定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(5) 市税の納付を怠ったとき。

(6) 条例、規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により事業計画の認定を取り消したときは、認定取消通知書（別記第7号様式）により当該認定事業者に通知するものとする。

（地位の承継）

第12条 認定事業者が認定事業を譲渡したときは、当該認定事業の譲受人は、市長の承認を得て、当該認定事業者の地位を承継することができる。

2 認定事業者について相続、合併又は分割（それぞれ認定事業を承継させるものに限る。以下同じ。）があったときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下同じ。）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業を承継した法人は、市長の承認を得て、当該認定事業者の地位を承継することができる。

3 相続により認定事業者の地位を承継した者は、認定事業承継承認申請書（別記第8号様式）に戸籍謄本（相続人が2名以上ある場合において、その全員の同意により認定事業者の地位を承継すべき相続人として選定されたものにあつては、戸籍謄本及びその全員の同意書）及び役員等名簿を添えて、市長に提出しなければならない。

4 認定事業の譲渡、合併又は分割により認定事業者の地位を承継しようとする者は、あらかじめ認定事業承継承認申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 認定事業の譲受人にあつては、当該事業の譲渡を証する書類

(2) 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により事業を承継した法人にあつては、当該法人の登記事項証明書

(3) 役員等名簿

5 市長は、前2項の規定による申請があつたときは、これを審査し、認定事業の承継が適当と認めるときは、認定事業承継承認通知書（別記第9号様式）により認定事業承継承認の申請を行った者に通知するものとする。

6 市長は、認定事業の承継が不相当と認めたときは、速やかにその旨を認定事業承継承認の申請を行った者に通知するものとする。

(交付申請)

第13条 認定事業者が奨励金の交付の申請をしようとするときは、奨励金交付申請書（別記第10号様式）及び事業中間報告書（別記第11号様式）に、次に掲げる書類を添えて、開発行為及び公共施設に関する検査済証が交付された日から起算して1箇月を経過する日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 開発行為に関する工事の検査済証の写し
- (2) 公共施設に関する工事の検査済証の写し
- (3) 開発行為竣工図（土地利用計画図・確定丈量図）
- (4) 竣工写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により添えなければならない書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の全部又は一部を省略させることができる。

(交付決定)

第14条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、産業用地の整備が適切に実施されたものと認めるときは、奨励金の交付を決定する。この場合において、奨励金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、これに条件を付することができる。

(交付決定の通知)

第15条 市長は、前条の規定による奨励金の交付を決定したときは、その決定の内容（決定に条件を付したときは、その決定の内容及び条件）を奨励金交付決定通知書（別記第12号様式）により、奨励金の交付申請を行った認定事業者に通知するものとする。

2 市長は、奨励金の交付の決定を行うことが不相当と認めたときは、速やかにその旨を奨励金の交付申請を行った認定事業者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第16条 前条第1項の規定による通知を受けた認定事業者（以下「交付事業者」という。）は、当該通知に係る奨励金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に文書をもって申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る奨励金の交付の決定はなかったものとみなす。

(申請内容の変更)

第17条 交付事業者は、第14条の規定による交付決定に係る認定事業の内容を変更しようとするとき（軽微な変更の場合を除く。）は、奨励金交付決定変更申請書（別記第13号様式）及び事業中間報告書に変更の内容を確認できる書類を添えて、速やかに市長に申請し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、変更を承認することを決定したときは奨励金交付決定変更通知書（別記第14号様式）によりその旨を、承認しないことを決定したときはその旨を、交付事業者に通知するものとする。

(交付事業者に係る届出)

第18条 交付事業者は、第14条の規定による交付決定に係る認定事業の産業用地（以下「認定産業用地」という。）内の3,000平方メートル以上の区画に関し、立地企業と売買契約又は賃貸借契約を締結したときは、遅滞なく、売買契約等締結届（別記第15号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に届け出なければならない。

- (1) 売買契約書又は賃貸借契約書の写し

- (2) 対象区画の位置図
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 交付事業者は、前項の届出を行った区画において立地企業が操業を開始したときは、操業を開始した日から3箇月を経過する日又は第14条の規定による奨励金の交付決定を受けた日から5年を経過する日のいずれか早い日までに、操業開始届（別記第16号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に届け出なければならない。

- (1) 立地企業の法人等設立・開設申告書の写し又は立地企業の法人等異動届出書の写し
- (2) 前号に規定する書類に準じる書類の写し（前号に規定する書類がない場合に限る。）
- (3) 売買契約書又は賃貸借契約書の写し（立地企業の操業開始時点で有効な契約書に限る。）
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 交付事業者は、認定事業を休止又は廃止しようとするときは、直ちに認定事業休止・廃止届を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第19条 交付事業者が次の各号のいずれかに該当するときは認定事業が完了したものとし、当該認定事業の完了の日から起算して1箇月を経過する日までに、実績報告書（別記第17号様式）、事業報告書（別記第18号様式）及び役員等名簿を市長に提出しなければならない。

(1) 第14条の規定による奨励金の交付の決定を受けた日から5年を経過する前で、次のいずれかに該当するとき

ア 認定産業用地内の3,000平方メートル以上の区画全てにつき、前条第2項の規定による届出があったとき。

イ 認定産業用地内の3,000平方メートル以上の区画2つ以上につき、前条第2項の規定による届出があった後、交付事業者が認定事業の廃止の目的で認定事業休止・廃止届を市長に提出したとき。

(2) 認定産業用地内の3,000平方メートル以上の区画2つ以上につき、前条第2項の規定による届出をし、かつ、第14条の規定による奨励金の交付の決定を受けた日から5年を経過する日が到来したとき。

（奨励金の額の確定）

第20条 市長は、前条の規定による報告があったときは、これを審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは、交付すべき奨励金の額を確定し、奨励金確定通知書（別記第19号様式）により、当該交付事業者に通知するものとする。

（奨励金の交付）

第21条 交付事業者は、奨励金の交付を受けようとするときは、奨励金交付請求書（別記第20号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第22条 市長は、交付事業者が第11条第1項各号若しくは次の各号のいずれかに該当するとき、又は奨励金の交付決定後、天災地変その他の理由により事情の変更が生じたときは、奨励金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき。
- (2) 奨励金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 認定産業用地において区画形質の変更を行うため開発許可を受けたとき。
- (4) 第19条各号に規定する認定事業の完了の要件を満たさないとき。

2 第15条の規定は、前項の規定による取消し等をした場合について準用する。

(奨励金の返還)

第23条 市長は、奨励金の交付の決定を取り消した場合において、既に奨励金が交付されているときは、交付事業者に対し、奨励金返還命令書（別記第21号様式）により期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(報告又は調査)

第24条 市長は、奨励金の交付に関し必要があるときは、認定事業者及び交付事業者に対し、報告を求め、又は市職員をして調査させることができる。

(予算措置)

第25条 市は、第13条の規定に基づく申請に先立って、必要な予算措置を講じなければならない。
2 前項の規定にかかわらず、必要な措置を講じることができなかつたときは、第5条第1項に規定する額から減額して奨励金を交付し、又は奨励金を交付しないことがある。

(その他)

第26条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年10月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

3 この要綱の失効前に第7条の規定による事業計画の認定を受けた者に対する奨励金の交付については、この要綱は、前項に規定する日後も、なおその効力を有する。

別表（第2条関係）

事業	内容
製造業	統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号。以下「日本標準産業分類」という。）に掲げる大分類E－製造業に属する事業
研究所	日本標準産業分類に掲げる大分類（以下「大分類」という。）L－学術研究、専門・技術サービス業のうち、小分類711－自然科学研究所に属する事業
情報通信業	大分類G－情報通信業のうち、次のいずれかに属する事業をいう。 (1) 日本標準産業分類に掲げる中分類（以下「中分類」という。）37－通信業のうち、インターネット用のサーバやデータ通信等の装置を設置及び運用することに特化し、保守、運用サービス等を提供する事業 (2) 中分類39－情報サービス業 (3) 中分類40－インターネット附随サービス業 (4) 中分類41－映像・音声・文字情報制作業のうち、デジタル技術を用いてコンテンツの制作及び配信を行う事業 (5) 前各号に掲げるもののほか、情報通信業として市長が認める事業
物流・流通業	大分類H－運輸業、郵便業及び大分類I－卸売業、小売業のうち、次のいずれかに属する事業をいう。 (1) 中分類44－道路貨物運送業 (2) 中分類47－倉庫業 (3) 中分類48－運輸に附帯するサービス業のうち、小分類484－こん包業に属する事業 (4) 中分類50－各種商品卸売業 (5) 中分類51－繊維・衣服等卸売業 (6) 中分類52－飲食料品卸売業 (7) 中分類53－建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 (8) 中分類54－機械器具卸売業 (9) 中分類55－その他の卸売業（細分類5598－代理商、仲立業を除く。） (10) 前各号に掲げるもののほか、物流・流通業として市長が認める事業
宿泊施設	大分類M－宿泊業、飲食サービス業のうち、小分類751－旅館、ホテルに属する事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例（昭和58年奈良市条例第30号）第2条第1項第2号に規定する施設を除く。）をいう。
大型商業施設	大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗をいう。
その他	大分類L－学術研究、専門・技術サービス業のうち、次のいずれかに属する事業をいう。 (1) 小分類726－デザイン業 (2) 細分類7281－経営コンサルタント業 (3) 中分類73－広告業 (4) 小分類743－機械設計業

	<p>(5) 小分類 7 4 4 - 商品・非破壊検査業</p> <p>大分類 K - 不動産業、物品賃貸業のうち、次のいずれかに属する事業をいう。</p> <p>(1) 細分類 7 0 1 1 - 総合リース業</p> <p>(2) 小分類 7 0 2 - 産業用機械器具賃貸業</p> <p>(3) 小分類 7 0 3 - 事務用機械器具賃貸業</p> <p>大分類 R - サービス業（他に分類されないもの）</p> <p>(1) 小分類 9 0 1 - 機械修理業（電気機械器具を除く）</p> <p>(2) 細分類 9 2 9 1 - ディ스플레이業</p> <p>(3) 細分類 9 2 9 2 - 産業用設備洗浄業</p> <p>(4) 細分類 9 2 9 4 - コールセンター業</p>
--	--

別記

第1号様式（第6条関係）

事業計画認定申請書

年 月 日

（宛先）奈良市長

申請者

所在地

名 称

代表者氏名

印

奈良市産業用地開発促進奨励金交付要綱（以下「要綱」という。）第6条の規定に基づく事業計画の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、本申請にあたり、認定を受けたとしても、奈良市からの奨励金は予算の範囲内で交付されるため、要綱第25条第2項が適用される場合があることを承諾します。また、要綱第4条各号の規定に該当しないことを確認するため、奈良市が関係機関に照会することを承諾します。

事業計画書

年 月 日

1 事業者概要

- (1) 名称
- (2) 代表者氏名
- (3) 本社の所在地
- (4) 従業員数（単体社員数） 人（連結対象会社社員数） 人
- (5) 事業者が子会社の場合
親会社の名称・所在地・資本関係

2 事業計画の概要

- (1) 産業用地（開発区域）の所在及び地番
- (2) 産業用地（開発区域）の面積 m²
- (3) 工事期間（予定） 年 月 日から 年 月 日まで
- (4) 開発区画の概要

区画番号	区画面積（m ² ）	用途（自社又は関連企業用 ・売却用・賃貸用）

※行が不足する場合は適宜追加してください。

※区画番号ごとの場所が分かるように、「土地利用計画図」等と対応させて記入してください。

- (5) 全区画売買契約（賃貸借契約）予定年月日 年 月 日

役員等名簿

事業者名称			
所在地			
役職名等	ふりがな 氏名	生年月日	住所
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

備考

- 1 役員等（役員及び役員と同様の責任を有する代表者、理事等）の氏名及びふりがな、生年月日並びに住所を正確に記入してください。
- 2 氏名及びふりがな、生年月日並びに住所の情報は、奈良市産業用地開発促進奨励金交付要綱第4条各号の規定に該当するか否かの確認のため関係機関への照会に使用します。
- 3 この名簿は、2に掲げる確認のために使用し、それ以外の目的には使用しません。

事業計画認定書

第 号
年 月 日

申請者

様

奈良市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった奈良市産業用地開発促進奨励金交付要綱第6条の規定による認定申請について、同要綱第7条の規定により次のとおり認定しましたので、同要綱第8条第1項の規定により通知します。

認定年月日	年 月 日
認定番号	第 号
認定事項	
認定条件	

(注) 本認定は、奨励金の交付決定を確約するものではありません。

第5号様式（第10条関係）

認定事業変更届

年 月 日

（宛先）奈良市長

届出者

所在地

名 称

代表者氏名

印

認定事業の内容を変更したいので、奈良市産業用地開発促進奨励金交付要綱第10条の規定により次のとおり届け出ます。

認定年月日 認定番号	年 月 日 第 号
変更年月日	年 月 日
変更事項	
変更理由	

第6号様式（第10条、第18条関係）

認定事業休止・廃止届

年 月 日

(宛先) 奈良市長

届出者

所在地

名 称

代表者氏名

印

認定事業を（休止・廃止）したので、奈良市産業用地開発促進奨励金交付要綱第10条又は第18条第3項の規定により次のとおり届け出ます。

認定年月日 認定番号	年 月 日 第 号
休止・廃止 年月日	年 月 日
休止・廃止の 理由	
今後の見通し	

第7号様式（第11条関係）

認定取消通知書

第 号
年 月 日

申請者

様

奈良市長 氏 名 印

奈良市産業用地開発促進奨励金交付要綱第11条第2項の規定に基づき、次のとおり事業計画の認定を取り消しましたので通知します。

認定年月日 認定番号	年 月 日 第 号
認定取消 年月日	年 月 日
該当条項	
取消理由	

第8号様式（第12条関係）

認定事業承継承認申請書

年 月 日

（宛先）奈良市長

申請者

所在地

名 称

代表者氏名

印

下記のとおり認定事業者としての地位を承継したいので、奈良市産業用地開発促進奨励金交付要綱第12条第3項又は第4項の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、申請にあたり、奈良市産業用地開発促進奨励金交付要綱第4条各号の規定に該当しないことを確認するため、奈良市が関係機関に照会することを承諾します。

認定年月日 認定番号	年 月 日 第 号	
認定事業者	事業者名	
	所在地	
承継事業者	事業者名	
	所在地	
承継年月日	年 月 日	
承継事由		

第9号様式（第12条関係）

認定事業承継承認通知書

第 号
年 月 日

申請者

様

奈良市長 氏 名 印

奈良市産業用地開発促進奨励金交付要綱第12条第5項の規定に基づき、次のとおり認定事業の承継を承認しましたので通知します。

認定年月日 認定番号	年 月 日 第 号
承継年月日	年 月 日

第10号様式（第13条関係）

奨励金交付申請書

年 月 日

（宛先）奈良市長

申請者

所在地

名 称

代表者氏名

印

奈良市産業用地開発促進奨励金交付要綱第13条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

認定年月日 認定番号	年 月 日 第 号
交付申請年度	
奨励金見込額	円
奨励金 交付申請金額	円
認定事業の完了予定 年月日	
※主務課長の意見	

（注）※印の欄は記入しないこと。

第11号様式（第13条、第17条関係）

事業中間報告書

1 事業者概要

- (1) 名称
- (2) 代表者氏名
- (3) 本社の所在地
- (4) 従業員数（単体社員数） 人（連結対象会社社員数） 人
- (5) 事業者が子会社の場合
親会社の名称・所在地・資本関係

2 事業計画の概要

- (1) 産業用地（開発区域）の所在及び地番
- (2) 産業用地（開発区域）の面積 m²
- (3) 工事期間 年 月 日から 年 月 日まで
- (4) 開発区画の概要

区画番号	区画面積 (m ²)	用途 (自社又は関連企業 用・売却用・賃貸用)	立地企業との 交渉の状況 (未・商談中・ 済)	奨励金見込額
				円
				円
				円
				円
奨励金見込額合計				円

※行が不足する場合は、適宜追加してください。

※区画番号ごとの場所が分かるように、「土地利用計画図」等と対応させて記入してください。

※区画面積が3,000平方メートルに満たない場合又は用途が自社又は関連企業用の場合は、奨励金見込額欄は、－と記入して下さい。

- (5) 全区画売買契約(賃貸借契約)予定年月日 年 月 日

第12号様式（第15条関係）

奨励金交付決定通知書

奈良市指令 第 号
年 月 日

様

奈良市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった奨励金について、奈良市産業用地開発促進奨励金交付要綱第14条の規定により次のとおり決定しましたので、同要綱第15条第1項の規定により通知します。

交付決定年度	年度
奨励金 交付決定金額	
交付予定年月日	年 月 日（予定）
交付条件	

（注）この交付決定に対して不服がある場合は、この通知書を受領した日から起算して15日以内に文書で申請の取下げをすることができます。

第13号様式（第17条関係）

奨励金交付決定変更申請書

年 月 日

（宛先）奈良市長

申請者

所在地

名 称

代表者氏名

印

年 月 日付け奈良市指令 第 号で交付決定を受けた奈良市産業用地開発促進奨励金について、奈良市産業用地開発促進奨励金交付要綱第17条第1項の規定により、次のとおり変更を申請します。

指令年月日	年 月 日
指令番号	奈良市指令 第 号
交付決定年度	年度
変更後奨励金見込額	円
変更後奨励金 交付申請金額	円
変更年月日	年 月 日
変更理由	
※主務課長の意見	

（注）※印の欄は記入しないこと。

第14号様式（第17条関係）

奨励金交付決定変更通知書

奈良市指令 第 号
年 月 日

申請者

様

奈良市長 氏 名 印

年 月 日付け奈良市指令 第 号で交付決定した奈良市産業用地開発促進奨励金について、年 月 日付けの変更申請に基づき、決定の内容の一部を次のとおり変更することに決定したので、奈良市産業用地開発促進奨励金交付要綱第17条第2項の規定により通知します。

交付決定年度	年度
奨励金 交付決定金額	
交付予定年月日	年 月 日（予定）
交付条件	

（注）この交付決定に対して不服がある場合は、この通知書を受領した日から起算して15日以内に文書で申請の取下げをすることができます。

第15号様式（第18条関係）

売買契約等締結届

年 月 日

(宛先) 奈良市長

届出者

所在地

名 称

代表者氏名

印

認定産業用地のうち、次の区画につき立地企業と売買（賃貸借）契約を締結したので、奈良市産業用地開発促進奨励金交付要綱第18条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

指令年月日	年 月 日
指令番号	奈良市指令 第 号
交付決定年度	年度
対象区画番号	
対象区画面積	
契約種別	売買契約 ・ 賃貸借契約
契約締結日	年 月 日
契約相手方	

第16号様式（第18条関係）

操業開始届

年 月 日

（宛先）奈良市長

届出者

所在地

名 称

代表者氏名

印

認定産業用地において立地企業が操業を開始したので、奈良市産業用地開発促進奨励金
交付要綱第18条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

指令年月日	年 月 日
指令番号	奈良市指令 第 号
交付決定年度	年度
対象区画番号	
操業企業名	
業種	
操業開始年月日	年 月 日

第17号様式（第19条関係）

実績報告書

年 月 日

（宛先）奈良市長

交付事業者

所在地

名 称

代表者氏名

印

認定産業用地について、奈良市産業用地開発促進奨励金交付要綱第19条の規定により事業報告書を添えて次のとおり報告します。また、要綱第4条各号の規定に該当しないことを確認するため、奈良市が関係機関に照会することを承諾します。

指令年月日	年 月 日
指令番号	奈良市指令 第 号
交付決定年度	年度
認定事業の 完了年月日	年 月 日
奨励金 交付決定金額	円
奨励金合計額	円
奨励金既交付金額	
※主務課長の意見	

（注）※印の欄は記入しないこと。

第18号様式（第19条関係）

事業報告書

区画番号	区画面積 (平方メートル)	用途（自社又は関連企業用・売却・賃貸・未分譲）	立地企業名	業種	事業開始年月日	奨励金額
					年 月 日	円
					年 月 日	円
					年 月 日	円
					年 月 日	円
奨励金合計額						円

※行が不足する場合は適宜追加してください。

※区画番号ごとの場所が分かるように、「土地利用計画図」等と対応させて記入してください。

※区画面積は、立地企業との売買契約又は賃貸借契約締結時の区画面積（立地企業の操業開始時点において当初の売買契約又は賃貸借契約の内容に変更がある場合は、変更後の立地企業の操業開始時点で有効な契約の区画面積）を基準に記入してください。

※区画面積が3,000平方メートルに満たない場合又は用途が自社又は関連企業用若しくは未分譲の場合は、立地企業名・業種・事業開始年月日・奨励金欄は、一と記入して下さい。

第19号様式（第20条関係）

奨励金確定通知書

第 号
年 月 日

様

奈良市長 氏 名 印

年 月 日付けで実績報告のあった認定産業用地については、次のとおり奨励金の額を確定したので、奈良市産業用地開発促進奨励金交付要綱第20条の規定により通知します。

指 令 年 月 日	年 月 日
指 令 番 号	奈良市指令 第 号
交 付 決 定 年 度	年度
奨 励 金 交 付 決 定 金 額	円
奨 励 金 交 付 確 定 金 額	円

第20号様式（第21条関係）

奨励金交付請求書

年 月 日

（宛先）奈良市長

交付事業者

所在地

名 称

代表者氏名

印

奈良市産業用地開発促進奨励金交付要綱第21条の規定により、次のとおり請求します。

指 令 年 月 日	年 月 日
指 令 番 号	奈良市指令 第 号
交 付 決 定 年 度	年度
奨励金の交付決定金額	円
奨励金の交付確定金額	円
奨励金既交付金額	
交 付 請 求 金 額	円
未 交 付 金 額	円

第21号様式（第23条関係）

奨励金返還命令書

奈良市達 第 号

交付事業者

所在地

名 称

代表者氏名 様

奈良市産業用地開発促進奨励金交付要綱第23条の規定により、次のとおり返還を命じます。

年 月 日

奈良市長 氏 名 印

返 還 金 額	円
返 還 期 限	年 月 日まで
返 還 理 由	
返 還 方 法	
指 令 年 月 日	年 月 日
指 令 番 号	奈良市指令 第 号
交 付 決 定 年 度	年度
奨 励 金 交 付 決 定 金 額	円
奨 励 金 既 交 付 金 額 及 び 交 付 年 月 日	
奨 励 金 交 付 確 定 金 額	円